

伊達市告示第187号

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年伊達市条例第55号）第7条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

伊達市長 須田 博行

施設の名称	指定管理者	指定の期間
まちの駅だて	一般社団法人 まちづくり伊達	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
霊山こどもの村	一般社団法人 りょうぜん振興公社	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
伊達市りょうぜん紅彩館	一般社団法人 りょうぜん振興公社	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
伊達市つきだて花工房	一般社団法人 つきだて振興公社	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
伊達市旧小手小学校簡易 宿泊所	一般社団法人 つきだて振興公社	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで